

## 第1回 南砺市子どもの権利条例づくり事業意見募集に対する意見・回答

	～条例づくりについての質問・意見～	【回答】この条例の方針について記載しました
<p><b>なぜ、南砺市は今この条例づくりに取り組むのですか？</b></p>	<p>なぜ、南砺市は今この条例づくりに取り組むのですか？</p> <p>一読してすぐに感じたことが二つあります。一つは、権利を訴えなければならないほど、南砺の子どもの環境は悪いのか。二つ目は、なぜ「条例」などという、おどろおどろしい法律によらなければならないのか。私の固定概念からすれば、全く意味が分からない。イベントに何回か参加したが、しっくりしませんでした。</p> <p>いろんな人と話し合ったりイベントに参加したりして、ようやく分かりました。それは、この条例制定の動きは、私が疑問に思った、南砺の子どもの現状には、全く依っていなかったと言うことです。では、何に依っていたか。それは、南砺市の市政そのものでした。南砺市政の目標は「一流の田舎」を実現することです。そのため、市は「SDGs」と言う国連が提唱している物差しを中心に据えて様々な施策を展開しています。教育も、当然ながらその範疇で、教育施策が行われています。</p> <p>ですから、今度の「子どもの権利条例」制定の動きも、明確に市政の向いている方向の一環として進められていることなのです。このことに気づくまでには、少し時間がかかりました。それほど、元々の理念とする、市政の部分まで説明をしないと、分からないということです。いきなり「条例を作ります。条例案案への意見を」と言われても、授業末節、言葉いじりに終始してしまい、ピントのぼけたことになる気がします。条例の前に、なぜ条例を制定したいのかを、もっと、端的に、南砺市の願いである「一流の田舎」をSDGsの目で目指す方向性の中で、教育の場面においては、「子どもの権利条例」を制定することを具体的な施策とすることを、Q &amp; Aの文章と図（イラスト）で示してください。</p>	<p>【回答】この条例の方針について記載しました</p> <p>南砺市が目指すのは、多様性を認め合い、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりです。その実現には、子どもも大人も一人の人間として尊重され、共に生きることができ、人づくりが重要であると考え、条例の制定に取り組んでいます。</p> <p>さらに、条例ができることで、南砺市の子どもの現状をとらえ、未来をよりよい環境にしていけるためです。すべての子どもたちの権利が守られることで、安心して、自信をもって自由に様々なことに取り組める環境ができれば、よりよい成長につながります。</p> <p>また、いじめ、虐待、差別など権利が守られていない子どもを守る必要があります。困難な環境に置かれている子どもたちを救い、子育て中の親や祖父母の戸惑いや不安を支えていくためにも条例として明文化することが必要だと考えたからです。</p> <p>条文の内容については、解説のガイドブックを作成します。また、具体的施策の実現に向けアクションプランも作成します。</p>
<p><b>南砺市らしさはどこにあるのでしょうか？</b></p>	<p>一般的なこどもの権利条約にある内容は網羅されているのではないかとおもう。南砺市らしさはどこにあるか、あるいは、南砺市らしさはこの権利条約にそもそもそぐわず、不要なのか知りたいです。南砺市らしさがあると無機質な条約文が当事者性をもったものになるのかなと思いました。</p> <p>条例(案)の内容について概ね賛成です。そして、「南砺市〇〇〇〇条例」なので富山県南西部の南砺地域の独自性を取り入れたらいかがでしょうか？</p> <p>「子供の権利条例」へ 1. まちづくり基本条例との関り 2. 地域づくり協議会の役割 3. 伝統宗教の役割 これらについて考慮いただければと思います。</p> <p>1. まちづくり基本条例は平成24年7月に施行されました。長年にわたる地方自治を行政にゆだねる団体自治から住民が自分ごととする住民自治へと南砺市では移行しています。子供の権利を守ることに、地域住民が主体的に関与することを含めるのはいかがでしょうか？</p> <p>2. 市内31地域づくり協議会は子どもの健やかな成長に強い関心を持っています。条例の中では「地域団体」と触れられていますが、「地域づくり協議会」の名称を入れて主体的な関与を促すことはいかがでしょうか？</p> <p>3. 南砺市域では数百年以上の歴史がある伝統宗教が根付いています。個々の宗教の教義ではなく、私たち南砺市民の行動様式や考え方に宗教心が大きな影響を与えていることに焦点を当てて、こどもの健やかな発育に伝統宗教が資することに触れることはいかがでしょうか？</p> <p>どうぞ今後の条例制定に向けて議論の中に含めていただければと思います。</p>	<p>SDGs未来都市南砺市ならではの条例となるよう配慮しています。条例をきっかけとし、誰一人取り残さない、持続可能なまちづくりを目指します。人づくりの視点を盛り込むことで行動につなげ、実現に向けて環境づくりを考えました。子どもの権利条例を制定することで、人と人が支えあい、子どもも大人も幸せになれるまちづくりを目指します。</p> <p>この条例は、子どもが主役の条例です。しかし、子どもが幸せになるためには大人も幸せである必要があります。子どもたちを支える大人が幸せであることも考え、その実現に向けた環境づくりと条例制定後に実現していく仕組みづくりを考えて作成されているところが南砺市ならではのなっています。</p> <p>また、子育て中の家庭だけでなく、地域全体で子育て家庭を支えるという仕組みを南砺市ならではの「結」になり、共に支え育ちあう持続可能な南砺市を目指します。また、地域の伝統や自然、文化等も、子どもたちとともに受け継いでいくことを盛り込みました。</p>
<p><b>南砺市の子どもの環境は悪いの？</b></p>	<p>国連で定めた子どもの権利条約というのは世界全体を見て、特に発展途上国の子どもを想定したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事情により極貧で住む場所や食べ物がない、医療を受けられない、学校にも通えない</li> <li>・戦争や紛争、独裁政府による反対派民族の虐殺</li> <li>・政府や元首を批判したりバカにしたりすることができない言論統制</li> </ul> <p>どれも、現在の南砺市ではありえない状況です。今の南砺市で深刻な問題はないはず。</p>	<p>条約は国家間のルールで、法律は国のルールで、条例は自治体のルールです。南砺市がつくる条例は、「子どもの権利条約」の考えをもとに、南砺市の現状を踏まえた南砺市のもので、「子どもの権利」は、すべての子どもたちが生まれながらにもつもので、地域を限定しません。すべての子どもが大切に愛されて育つまちづくりのための条例です。</p> <p>「基本的人権」はすべての人に生まれながらにしてある保障されるべき権利です。これは、大人も子どももすべての人が持ちます。「子どもの権利」はこの基本的人権に「子どもならではの権利」をつけ加えたものです。子どもは大人に比べ、未熟であり、大人の保護や配慮が必要です。それらをつけ加え、保障しています。</p> <p>子どもは自らの力で環境を変えることができません。南砺市でも生きづらい環境の中で育っている子どもたちが少なくありません。今、改めて市民全体で子どもたちの育ちを考えていきます。</p> <p>「南砺市子どもの権利条例(仮称)」は、すべての子どもが大切に愛されて育つまちづくりのために作る条例です。</p>

<p>どのような効果があるの？</p>	<p>内容が大事なことだという点は理解できますが、この条例を定めることで市としてはどのような効果を期待しているのでしょうか？ また、その目的（効果）はこの条例を定めないと、達成できないのでしょうか？</p>	<p>この条例を定めることで、誰もが生まれながらにもつ権利をすべての人に保障できる環境を整えていきます。具体的には次の3点です。</p> <p>1点目：子どもが権利を正しく理解し、主体的に行動する。自分の権利も相手の権利も尊重できる思いやりの心を育てる。</p> <p>2点目：子どもの声に耳を傾けられる大人の意識を育てる。</p> <p>3点目：南砺市の子どもがいいきぎと育ち、子どもと大人が幸せに暮らせる環境を整える。</p> <p>条例の制定を契機に、子どもも大人も子どもの権利について自分事として考え、行動できるようになることを目指します。子どもと大人が共に幸せに暮らせる関係のあり方、環境をトータルで考えまちづくりを行います。</p>
<p>対象となるのは誰ですか？</p>	<p>対象となるのは誰でしょうか。子ども、大人とありますが、いろいろな人がいると思います。</p>	<p>この条例は理念条例です。すべての市民の方に知ってもらい、考えてもらうことが条例の目指す南砺市に繋がっていきます。</p> <p>また、南砺市にも、虐待、いじめ、差別など困難の中で支援が必要な子どもがいます。子育てに戸惑いや不安を抱えている親や祖父母もいます。</p> <p>子どもと大人が幸せに暮らすための条例であり、南砺市に暮らすすべての人が対象です。</p>
<p>子どもが大人に子どもの権利を主張すると、良いことはありますか？</p>	<p>子どもが大人に子どもの権利を主張すると、よいことはありますか？</p>	<p>基本的人権は主張するものではなく、守られるものです。子どもは自分の考えや願いを自由に表明し、実際に行動することで、自分の考えを深め広げていくことができます。他の人の話を聞く機会が増えることで、多様なものの見方や考え方を育むことになります。また、大人に話を「聞いてもらえる」「わかってもらえる」という経験がないと、困ったときに相談できなかつたり、自信がもてなくなります。</p> <p>権利が守られた環境で育つことは、自己肯定感の育ちに繋がります。</p>
<p>子どもがわがままにならない心配です。</p>	<p>5、6、8条のところの子供に権利があるのはわかるのですが、親が導いてあげるといふよりすべて子供の好きにさせるという感じがして教育の面や、性的なことへの危機が感じられる。</p> <p>この条例により、南砺市全体がやさしい街になることを望みます。自分の権利を主張するだけでなく、そのことにより、他の誰かの権利が損なわれることにならないよう、その指導も必要だと感じます。</p> <p>最初 権利条約の4つの権利を見たとき、自分にとっては当たり前の事だったので、ピンとこなかったのと、子供が権利をふりかざすとワガママにならないか？と思ったのが第一印象だった。家庭教育委員会で内容を学び、権利条約が出来た背景を知ると、子供の当たり前の権利を考えさせられたし、大切な条約だと思った。</p>	<p>お互いを認め合い尊重しあうことが重要でどちらか一方が我を通すということではなりません。権利を主張することではなく、互いの権利を守るため、お互いを知りながら、理解し、折り合いをつけることを学びます。</p> <p>子どもにも権利があるように、大人にも権利があります。自分の我を通すことで、相手の権利侵害になることをしてはいけないということも合わせて伝えていきます。</p>
<p>理想の世界のようで現実感がありません。</p>	<p>良いことはたくさん書いてありますが、だから何をするのか、子どもに何を伝えたいのかわかりません。</p> <p>条約だから難しい文言、抽象的な言い回し、具体性に欠けるのはしかたがないことかもしれませんが、これは随分と、大人が考えた理想の世界。です。</p> <p>これから、具体的に発信して行かれると思いますが、是非、子どもたちのリアルな声、保護者、保育士、教師、のリアルな声を聞いてほしいです。私の周りの子どもたちもですが、まだまだその他の知らない子ども達も問題が山積みです。1つずつ丁寧に解決してほしいです。</p> <p>それが、この条約でできるんでしょうか。正直、わかりません。</p> <p>世界に発信する前に、目の前の子どもたちを救ってほしいです。これが正直なところですが、せっかくここまで子どもの世界に踏み込んでくれた南砺市です。とことんやってくださることを期待します。</p> <p>他の市町村にはできないことをやった！というところをみたいです。よろしく願います。</p> <p>コロナ禍である事は考えられていないと捉えて良さそうですね。</p> <p>もちろんこの考えは賛成できる部分が多いですが、まずはコロナ禍での子供たちの成長をどうしていくかを考えるべきではないか？</p> <p>公園もいけない、家の中にずっとこもっている子供たちを今どうするかを考えるべきでは？長いで見ればこの条例を作るのは賛成だが、今すべき事なのか…</p> <p>子供を大切に、と言うのは当たり前のこと。本来生活や地域のつながり、文化から自然に醸造される物だと思います。</p> <p>わざわざ明文化せねばならないのは、それらとの関わりや、ありがたみを感じられない大人の問題だと思います。</p> <p>法で規定も良いが、大人社会の見直し、子供こそ将来の自分達を支える存在になってくれる希望だと、大人、家庭、社会、、まず自分を考えるべき問題かとおもいます。</p>	<p>理想の世界と思われるかもしれませんが、その理想を実現するための始まりとなります。制定することで、“リアルな声”を吸い上げる仕組みをつくります。</p> <p>条例をつくり、市民の理解を得て、社会全体で子どもの権利を守ることができる仕組みづくりや体制を整えていきます。この条例の具体例についてはガイドブックを作成し、条例の実現に向けたアクションプランを作成します。その内容については、南砺市の実情に即したものを作るため更なる検討を重ねていきます。</p> <p>また、コロナ禍のような事態に対応していける体制をつくることで、様々な状況下の子どもたちの育ちを支えます。</p>

<p>義務について記載がないのはなぜですか。</p>	<p>子どもを守る条例ですから、権利のあるあるいは環境づくりの内容が多くなることは当然ですが、全く義務的、あるいは子ども自身が守るべきこと、考えることについての内容がないのはどうかと思う。もちろん、年齢的に分ける必要があるとは思いますが。</p> <p>「権利と義務」の違い、「責任と自立」「主張と尊重」も一緒に考え学んでいったらいいと思った。</p> <p>この条約が出来た背景、権利と義務の違い</p> <p>心身ともに健康な子供を育てる為の保護者の学習への要請。</p> <p>子どもの権利条例だと権利だけ主張するわがままな子どもが増える恐れがあるので「主張と尊重」のように権利を主張するためには何が必要かも理解できる名称がよい。</p> <p>第3章に「保護者は、その養育する子どもに対して、自らの権利の行使には責任が伴うことを指導する義務がある」旨のことを明記しておく必要があると思います。</p> <p>小学校6年生の社会科で学習する日本国憲法第12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」をそのまま条例で子どもに課す必要はないと思いますが、その方向性を家庭で指導することは欠かせないと思います。</p>	<p>子どもの権利は「権利と義務」のように対比されるものではなく、すべての人に与えられた基本的人権であり、誰もが無条件にもつ権利です。子どもの権利の理解には、自分の権利の主張が相手の権利侵害にならないような配慮と学びが必要です。また、「権利と義務」が伴うのはどのような場合かも学んでいく必要があります。</p> <p>条文で、第3章第9条に記載されています。第3章は大人はどのように子どもと関わるかについてや、保護者の役割についても触れています。</p> <p>子どもにも大人にも権利の意味を伝えていくことが大切です。「権利」という言葉がもつ意味についてガイドブックに記載をします。</p>
<p>大人と子どもの権利の線引きはどうするのですか。</p>	<p>取組の方針（願い）や条例に関して、共感ではありますが子供の権利と大人の権利の線引きをどう行うのか？難しい所だと思います。やはり18歳未満はまだ経験が少なくどうしても大人の意見が優先される事があると思います。そうなった時に子供たちはこの条約が無意味なものと感じてしまうのではと感じます。</p> <p>どうすれば良いのか答えはないですが、そうなった時はやはり子供と大人がアサーティブな関係を築きあげる為に、大人がアサーティブ・コミュニケーションを心がける必要があると思います。</p>	<p>線引きをするのではなく、子どもも大人もお互いの権利を理解しようとする姿勢をもつことが大切です。相手の話に耳を傾け、自分の意見を伝える「やりとり」を行うことが権利を守ることに繋がります。子どもの意見を受け入れられない時は、その理由をていねいに伝えることが大切です。</p>
<p>子どもを守りすぎはいけないと思います。</p>	<p>とても子どもに対して手厚い対応だと思います。理想だと思いますが、たくさんの経験、度が過ぎない程度に苦しいこととか、楽しいこと、悲しいこともとても大切なことだと思います。大人になって生活できるよう、早すぎかもしれないけど、そういう指導も大切ではないでしょうか。</p> <p>子供を尊重することは大切だが、大人になった時に、社会の中できちんと生活できる・与えられた仕事ができる・周囲の人と協調性をもって動けるような人間でなければいけないと思う。そのために、こどもを守りすぎてもいけないと思う。</p> <p>例…仕事で上司に注意されただけでやめてしまう大人が増えている。「ただやっていけばいいや」という考えで働き、責任感がない大人が増えてきている。</p> <p>「失敗は成功のもと」ということわざもあるように、それも大事なことだと思う。</p>	<p>子どもの権利を保障するというは何でも言うとおりにさせ、大人がすべてを受け入れて過保護にすることは全く異なります。</p> <p>子どもは、自分の意見を尊重されることで一人の人として自己をみつけ、どのように生きていきたいか、自立心や自制心、たくましさが育まれます。そのためには、思い通りにならないことや、失敗体験を通して生きる力を育てる機会を奪われないことが大切です。。条文の第14条にそのことについての記載があります。</p>
<p>大人も幸せでないと子どもは幸せになれないと思います。大人は、子育てに苦しむこともあります。</p>	<p>当たり前のことが守られてない世の中で、子供の権利って、言うけどまずは大人も幸せでないと子供は幸せになれないと思います。</p> <p>条例を作らないといけない世の中では、なんか悲しいです。</p> <p>もっと声をだいでして、子どもの権利条例をアピールしていいと思います。</p> <p>子供の権利は子供からしたら良いイメージだと思いました。ただ、大人の役割では、子供を尊重し、育てていくことも大切ですが、子育てに苦しむこともあります。大人も苦しまないよう、子供と大人に余裕をもてるような条に改善できたらよいのではないかと思います。</p>	<p>大人のことも考えた条例であることが南砺市の特徴です。大人が幸せでないのに、子どもだけ幸せになれません。子どもと大人が共に幸せに暮らせるまちをつくるため、第4章で環境づくり、第5章で相談や救済ができる体制について記載しました。</p>
<p>大人が介入することも大切なことだと思います。</p>	<p>子どもの権利を確約する条例、総則をおくことは良い事だと思う。でも、私自身の子どもは現在小学低学年であったり、上の子は障害をもって、意思感情などを伝えたり、汲み取ったりすることが難しい。保護者が動かないと、子ども達の良い生活環境が作れないので、もっと保護者や周りの大人が介入していきけるように取り組んでほしいと思いました。また、今回のコロナ禍でプライバシーは大切だと思うが、保護者に情報が全く来ず、子どもを送り出すことに大きな不安を感じました。そういった所もケアしてほしいと思います。</p>	<p>子どもたちの環境は大人がつくれます。第2章第6条(守られること)にある子どもが有害なことから守られるためには大人が動かないといけません。第3章で大人や保護者の役割について明記しています。</p>

<p>この条例ができることで、関係者の負担が増えることが予想されます。</p>	<p>素晴らしい条例だと思います。 条例には直接関係ないかもしれませんが、感じた事を述べさせていただきます。この条例の全ての項目を達成しようとすると、支援する大人の人数や子どもに関わる時間が増える事が予想されます。そのため予算や支援もしっかり確保される事を望みます。また、支援する大人への評価が厳しくなっていくのではないかとという心配もあります。子どもたちのために働いてくださっている全ての方々への支援も忘れずお願いしたいと思います。</p> <p>内容は、昔も今も変わらない、ごくごく当然のことだと思います。 あえて条例にしないとけない世の中になったのですね… このために仕事が増えたり、税金が使われたりするのではできれば避けていただきたいです。</p>	<p>子どもの権利を保障することと、それを支える大人たちへの支援は車の両輪ととらえています。新たな負担が増えるのではなく、今までの子どもとの生活に自然と取り入れられるよう、行政と市民が一体となり、子どもたちを見守る仕組み作りを行っていきます。</p>
<p>大人の責任を認識させることがメインの文章に感じます。</p>	<p>子どもをこんなに優遇しなければいけないのか？というのが率直な感想です。</p> <p>耳障りのよい理想が書かれているが、実際に市がやってくれることは体制作りだけで、結局、親にもっとちゃんと子育てしなさいよという責任を認識させることがメインの内容に感じました。 私は、「お母さんが笑顔になれば、その隣にいる子どもも笑顔になる」と思っているのので、「子ども第一」のスタンスには疑問符です。</p> <p>条例を制定したとして 親が保育園に子どもの生活を丸投げにしませんように願います。 明文化の必要に迫られるほど、教育力が低下して感慨深い。</p>	<p>子どもを優遇するのではなく、子どもだからこそ必要な対応があります。子どもはその成長過程において子ども自身では解決できないことがあり、大人の保護や配慮が必要な場合があります。また、虐待、体罰、育児放棄など、大人が関わる人権侵害もあります。明文化することで大人がその責任を認識することも大切です。</p> <p>この条例は、子どもが主役ではありますが、子どもと大人が共に幸せに暮らせるまちづくりを目指しています。子どものことも大人のことも考えられています。</p>
<p>子どもが優先されすぎです。現場の理解をしてほしいです。</p>	<p>子供の為を優先しすぎて、子供の為にサポートしてくれる保育士や子供に関わる関係者の現場の声や不満をもう少し理解してほしいです。</p>	<p>誰かが優先されるべきではなく、平等に大切にされ、子どもも大人も納得できる方法を見つけていく考えが大切です。子どもに関わる方々の人権も尊重し、大切にすることが子どもを大切にすることに繋がります。</p> <p>また、子育てに関わる様々な現場からの声や不満については、理解し、対応していく必要があります。それらに対応し改善していくことも、この条例の役割です。</p>
<p>トラブルが起こったときは、市は毅然と対処していただけるのでしょうか？</p>	<p>支援や保障の言葉はありますが、子供を守ろうと行動した大人に対して、逆ギレや逆恨みみたいなことが起こったとき、市は毅然と対処していただけるのでしょうか。</p>	<p>子どもでも大人でも、逆ギレや逆恨みが起こるのは、お互いを理解できていない辛い状態です。お互いを理解できるような丁寧な説明と信頼関係を築くことが必要です。そのような状態になる前に、双方の話し合いができるようなサポートや、困りごとを相談できる仕組みを作ります。また、子どもに関わる人たちが学べる体制を整えていきます。</p>
<p>日本の南砺市のものでつくるなら、国家親について触れないのでしょうか？</p>	<p>いいことばかり書いているようで、日本人としてというところがなく、これから育つ子供たちに日本人としての誇りや愛国心を持ってもらうような記載がない。</p> <p>うまく言葉にできないのですが、正しい歴史認識や日本人としての誇り、偏向教育にならないように記載するなど、国家親について触れるなど、国連の理念に基づき作られたのはわかるのですが、日本の南砺市のものでつくるならやはり日本人としてというところに触れていることが良いと思う</p>	<p>南砺市には外国をルーツとする子どもたちもいます。これらの子どもたちにも、わかりやすいものである必要があります。南砺市の条例ではありますが、「誰でも持つ権利」という考えで作成しています。</p>
<p>子ども自身の関わりについての項目は不要ですか？</p>	<p>他者に対する思いやりや子ども自身の環境へのかかわりといった項目もあればいいのではないのでしょうか。思いやりの気持ちを持ち優しい気持ちで人に接することができる子に、といった内容があれば主体的に物事にかかわれる子になるのではと思います。そのサポートを大人がすることで子どもも育ち、後に社会貢献につながるのではないのでしょうか。</p>	<p>この条例が守られることが、他者に対する思いやりをもち、子どもが自ら主体的になり活動できる環境につながります。子どもの権利が守られることで他社への思いやりや環境へのかかわりが育まれます。</p>
<p>違反した場合の罰則規定はありますか？</p>	<p>違反罰則がないと強制力がないだろう→空文化</p> <p>地域に住む1人の大人として、周りの子どもたちを育て、守る立場であることを改めて自覚しました。この条約が整うことによって、南砺市の宝である子どもたちが、安心して過ごせる社会づくりができると思います。</p> <p>ところで、「条例」として制定されるのであれば、違反した場合の罰則規定は明らかにされるのでしょうか。</p>	<p>誰かが優先されるべきではなく、平等に大切にされ、子どもも大人も納得できる方法を見つけていくことが大切です。子どもに関わる方々の人権も尊重し、大切にすることが子どもを大切にすることに繋がります。また、現場からの声や不満については、理解し、対応していく必要があります。それらに対応し改善していくことも、この条例の役割です。</p>

<p><b>条例廃案を望みます。</b></p>	<p>とても危険な条例です。子どものためにならないばかりか、「権利」を条例の目的とは異なる方向性で主張をする人が出てきて市の職員、教師、子どもと関わりを持つ仕事をする人々を苦しめることになるでしょう。</p> <p>国連で定めた子どもの権利条約というのは世界全体を見て、特に発展途上国の子どもを想定したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事情により極貧で住む場所や食べ物がない、医療が受けられない、学校にも通えない</li> <li>・戦争や紛争、独裁政府による反対派民族の虐殺</li> <li>・政府や元首を批判したりバカにしたりができない言論統制</li> </ul> <p>どれも現在の南砺市でありえない状況です。今の南砺市で深刻な問題はないはず。あるとすれば、個別の問題で児童虐待、いじめ、不登校、自殺などでしょう。</p> <p>残念ながら、それらの問題はこの条例を掲げても改善しないと思われます。逆に、ちょっと思いつくだけでも以下のような悪い想定が・・・</p> <p>日本語が全く分からない子ども授業やテストで不利益を受けないようにしてください。つまり外国語で授業やテストを行え。</p> <p>小・中学校は義務教育なのだから給食費も市が負担すべきという親にもちゃんと説明してください。これは今でもある話。</p> <p>宗教上の理由、あるいは外国人で日本の食事にはなじめないで、我が子にも食べられる給食を出してください。</p> <p>学校の教師やPTAの役員に対して、「自由に意見を言う」を「暴言や批判を言ってもかまわない」と勘違いする子どもが出る。</p> <p>こんな情報もネットで見つけましたよ。</p> <p>(引用ここから)</p> <p>川崎市の教育関係者が声を潜める。</p> <p>「市内のある学校では、授業中に立ち歩いたりおしゃべりしていた生徒を教師が注意したことが“権利侵害”にあたる、とされて教師だけではなく校長までもが謝罪する事態になったことがあったそうです」</p> <p>まさに権利の履き違え。(ありのままの自分でいる権利)とやらを盾に生徒が皆立ち歩いたりおしゃべりに興じたのでは授業など成り立つまい。</p> <p>「川崎市の学校には、条例に怯えて自主規制する教師が少なくない。例えば、生徒に“よく出来ました”とか“もう少し頑張って”という声をかけてはいけない。評価の低い子供に対する権利侵害に繋がるからです。“掃除当番をサボっても注意してはいけない”と決めている学校もある。子供が嫌がることをさせるのも権利侵害だというわけです。他にも、授業中に席を立てトイレに行くのは権利として認められ、休み時間内にトイレに行くよう強制することは権利侵害。もう減茶苦茶です」</p> <p>(引用ここまで。週刊新潮2009年3月19日号)</p> <p>権利は義務とセットで初めて有効なものです。「義務」の教育が抜け落ちたまま「権利」だけ大々的に宣言すれば、「勘違い」する人が出てきてもおかしくないとします。その時困るのは関わる大人、市の職員の方々ですよ。いいんですか？</p> <p>だいたい、この条例は10年以上前に全国各地で問題になっていたもの。広島市では大反対運動が起きたとか。なぜ、今頃、南砺市で？</p>	<p>ご指摘のとおり、国連「子どもの権利条約」は世界全体を見て作成されています。南砺市子どもの権利条例(仮称)では、その理念をもとに、南砺市の实情にあった南砺市ならではの条例づくりに取り組んでいます。</p> <p>南砺市は、子どもも大人も幸せに暮らせるまちづくりをこの条例ができることで目指しています。子どもの幸せのためには、大人が幸せであることが必要だと考えるからです。</p> <p>「権利」を権力として振りかざすことは、相手の「権利」を侵害することになります。権利を正しく学ぶことがお互いの権利を守ることに繋がります。南砺市では、権利を正しく学ぶ機会と、権利侵害を救うことができる体制づくりを行っていきます。</p> <p>(週刊新潮2009年3月19日号) 引用部分について 記事について事実確認を行いました。調査の結果、学校現場において記事に記載されているような事実は確認されなかったとのことでした。当時の議会質問の記録からも確認をすることができます。</p>
	<p>わざわざこんな条例を作る背景をきちんと市民に知らせてください。</p> <p>全く情報が届いてませんでした。</p> <p>レベルの下がった幼すぎる子どもが多くなった小学校中学校。</p> <p>しっかりおとなしく話を聞けない学生。</p> <p>将来のためにしっかり勉強したい子どもが、うるさい子連のせいで迷惑被害を被ってます。</p> <p>他の学校でもそう聞いてます。</p> <p>こんな権利の条例の前に石川県の一部のように子どものスマホ持たせない条例のようなことを検討して下さい。</p> <p>知ってますか？</p> <p>最近、出町中学では、スマホで社会の先生を盗撮して、出町内でも拡散されていますが、福野中学の1年生がたくさんメンバーになってるLINEグループに転送されて勝手に出回っているんですよ。</p> <p>そういうことが野放しになっている中で、何が子どもの権利ですか。</p> <p>こんな絵空事だけの条例の前にそういうところに取り組むべきですよ。</p>	
	<p>条例廃案を望みます。</p>	<p>この条例は、理念条例であり、強要するものではありません。この条例づくりをきっかけとし、目の前の誰かを大切にし、尊重する意識が醸成されることがお互いの権利を守ることに繋がります。</p>
	<p>これは大人に向けて発信する条例なのでしょうか？子ども達にも、ということであれば、同じように子ども達にも感想をお願いするのも良いかな、と思いました。</p>	<p>策定委員会ワーキンググループ23名の子ども達の見解を取り入れ作成しました。第2回意見募集では、子どもたちにも感想をお願いします。</p>
	<p>こんな昔からこんな権利が問われていることに驚きを感じた</p>	<p>日本は1994年に批准しています。</p>
	<p>長くて読むのに時間がかかった。</p>	<p>項目ごとに必要なことを記載しています。</p>
	<p>条例に追加する事はないですが、現在、中学校の部活動課題があり、小学校までスポ少でやっていて中学校でも続けたいのに部活がなく仕方なく他の部活に入り我慢している子供が沢山いると思います。これも権利を阻害している事になると思うので、そういった思いを持った子供たちが自由に選択し生き生きと活動できるような部活動環境の構築が必要と感じます。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもが権利を守られる環境づくりができるよう真摯に受け止め対応していきます。</p>

	～条文の内容についての意見・質問～	【回答】対応しているか確認し、必要に応じ追記修正
前文	率直に感じたことを申し上げます。「前文」の下から3行目に「自律心と挑戦心」と言う言葉があります。両方とも聞き慣れない言葉でした。特に「挑戦心」は初めて聞きました。しかも、この言葉は、条例の目指す方向と真逆の言葉ではないかと思えます。「挑戦」は、元々軍事用語で、戦いに挑むことを言います。挑むとは、敵に向かう、仕掛けると言うことです。チャレンジ精神を育てたいことはよく読み取れますが、だとしたら「向上心」で十分です。なぜなら、その言葉の前に「自律心」があるからです。それと「向上心」の二つで、チャレンジ精神の意味は、充分語られていると思います。ご検討ください。よろしく申し上げます。	ご指摘ありがとうございます。策定委員会で再度検討協議いたします。
	3 この条例に掲げる理念が市政全般に届くようにするための決意のようなものが、全文にあるとよいと思う。	前文に込められています。
	子供へ地域が期待すること（概ね上に書きました） 将来的に地域や国を支えていく一員になる大切な存在であることを伝える必要があると思います。自由の意味も。	一人一人の子どもが大切な存在であること、大人がそのように感じていることを伝えることは大切です。そして、子どもたちが自然とそのように感じ、考え、思えるように取り組むことは大人の役割だと思えます。
	・前文の3行目、「児童の権利に関する・・・」部分だけ「児童」とあるので、「子ども」でよい。	「児童の権利に関する条約」という条約の固有名称です。
第1章	全体的によくできていると思います。その中で、分かりにくい箇所がありました。 第1章総則の第2条の『これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人』とは、どのような人かと思いました。想像できますが、はっきり分からないし、多分共有されにくいと思うので、もう少しイメージできる表現がよいと思いました。	対象者が不明確になるため、ただし書き部分を削除します。この条例においての「子ども」は18歳未満とします。
	第2条の「これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含まれます」が、どういったことを指すのかわかりませんでした。	
	○第1章の第2条にある 「これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人」とは具体的にどんな人のことを指すのが分かりにくいと感じました。	
第1章 総則(守られること)の中に、暴力を受けたりのところ、性被害も入れてはどうか。 学校教育と家庭教育を並行しながら取り組む必要を感じ、(幼稚園、保育園でも、ふざけて不快な行為をしてしまう子どもがいるかもしれませんね。)国も動き始めていると思われるが、南砺市としても、決して他人事ではないはず。 (人権侵害の対応)第18条にも入ると思う。	第2章 子どもと権利 第6条(守られること)の暴力について、あらゆる暴力行為をさせています。ガイドブックに詳細を記載します。	
第2章	子どもは、家庭や社会で適切な教育を受けられる。	第5条第3項に含まれます。
	保護者の不当な権利侵害から守られる文章が分かりにくい。 第2章の 守られること の1は、こどもは、力や言葉の暴力と、はっきりかいたほうがわかりやすい。また、次の項目も。家族によってではなく、家族から と、入れた方が、ネグレクトや教育放棄、親による登校制止行為にたいしても適用できそうだと気がつけるだろうと感じた。	わかりやすくするために、ガイドブックに記載します。
	第4条は命と心だけでなく、体、入れて欲しいです。	表記を「命が守られ、心と体を大切にされます。」に修正しました。
	第2章第3条「子どもは、生まれながらに大切な権利を保障されます」の意味が分かりません。「大切な権利を生まれながらに保障されます」という意味であるならば「大切な権利」だけでは、それが何かイメージしにくいと感じました。別の表現のほうが良いと思います。4条にも「大切」という言葉が使われているので、「生まれながらに大切にされる権利」という意味なのかと勘違いしそうです。	表記を「権利をもちます。」に修正しました。
第3章	「まちづくり」が目的ではなく、「まちづくり」をすることで「子どもが健やかで心豊かに成長できること」が目的ではないでしょうか？ 第10条の「教育機関等の設置者…」の言い回しが難しいので、表題とあわせて「子どもの教育に関わる全ての大人」にしてはどうでしょうか？職員以外の教育関係者、例えばスポーツエキスパートや少年団の指導者、競技団体の方も対象としてほしいと思います。11条に含むのかもしれませんが…。	まちづくりについてはご指摘のとおりです。表題にあわせて、「子どもの保育、教育、療育に関わる大人」に修正しました。
	保護者の部分はもう少し増やしてほしいです。 助けを必要としている保護者はたくさんいます。 この条約は、保護者を責められている感じがして苦しくなります。 子どもが相談したいときに、すぐに気軽に相談できる。5条4は2つに分けて強調するなど。1つわかりやすい項目を作ってみては。6条3にもありますが、わかりづらいです。学びたい時に学べ、困窮や年齢、その他により、諦めるということのないように。 勝手なことを言っていますが、頭のいい方々がつくられたと思います。すみません。	第14条3項に「市は、保護者や地域団体などと子どもに関わる大人を支援します」とあります。様々な場面で助けを必要としている大人の方を、責めるのではなく、どのようにしていけばよいか共に対応を考えていきます。そのための、相談窓口を設けたり、講座を開くなどの支援を行ったりしていきます。詳細については、ガイドブックに記載します。
	地域住民の役割（高齢者等）	市民の中には高齢者も含まれます。ガイドブックには、市民とはどのような人が含まれているか記載します。
	・第3章（保護者の役割）“責任と義務があります”という表現に続いて、“子どもに関心を持って接し”とあり、“関心”という言葉が適しているかな、と思いました。なぜなら、以降の（市民の役割）第12条“子どもの育ちに関心をもち”とあって、保護者と市民と同じ表現で良いのだろうか、と思ったからです。 ・大人の役割として、子どもに“教育を受けさせる（受ける機会）”というようなことがあれば良いな、と思いました。	“関心”をもつとは、「心を寄せて接する」ことです。わが子でなくても危ないことをしていたら注意するとか、頑張っている子には声をかけるとかの関わりは、みんなでした方がよいと思います。
第3章の大人の役割を踏まえて、地域の中で「家庭とは」「保育園とは」「学校とは」「児童館とは」など地域で子ども達が過ごす居場所について、大人達は子ども達に対してこうあるべきことが望ましい内容を表すと分かりやすいのではないかと？	どの居場所においても「子どもの権利を守る」という基本姿勢は変わりません。あるべき姿は子どもたち一人一人が広く考えていく必要があると思います。具体例については、講座を開くなど実務に生かせるアクションプランを検討していきます。	

第4章	南砺市の環境の部分で日常の環境の3番。市は保護者や地域団体などこどもに大人を支援します。とありますが、そういった方々を育成にも力を注ぎます。的なことがらも入れたらよいと思います。	支援には、育成することも含まれます。
	南砺市の環境の部分 (居場所づくり)に関して。 居心地の良い居場所を築くためにはそこに携わる人も必要になるので、人の支援についてもあれば…と思った。私の文章の読取力が無いのかもしれませんが。	子どもを大切にできる大人が増えることで、賛同者が集まります。そのような場において求められる支援について引き続き現場の声を聞きながら対応をしていきます。
	1子育て中の親(保護者)を支援することについての項目が足りないと思う。	第14条第3項に含まれます。
	第4章の第18条について、これを読む限り、人権侵害をされた側の支援のみに取れる。人権侵害をした側へはどう対応するのか疑問。裁けど言っているのではなく、した側の心のケアもするのかどうかの記載があればいいんじゃないかと思う	人権侵害をした側の心のケアは第5章第20条に含まれます。
	第4章が具体的にどのような取り組みをさすのか分かりにくい印象を受けました。 条例自体はとても素敵で、実現したら良いと思います。 第4章第15条 例えばどんな所があるのか? 全てに具体例がなく全く予想がつかない。	第4章は、南砺市で暮らす子どもと大人を支える環境づくりについて触れています。具体例はガイドブックに記載します。
第4章、第19条において、子どもの啓発(小学生以上)	市民の中には子どもも含まれています。ガイドブックには市民とはどのような人が含まれているかを記載します。	
第5章	各個人、施設、関係機関など、密に連携を取り進める必要があると思います。	第20条に含まれます。体制づくりを行います。
	相談について記載されていますが、救済についてもしっかりと記載してほしいです。	第20条について、「子どもや大人が、不安や悩みをもったときに相談でき、救済される」に修正しました。
	権利が保障されていない子どもに対する保護の体制や支援の方法についての条文	第4章南砺市の環境 第18条(人権侵害の対応)に書いてあります。
	南砺市の全ての大人で子どもを守り健やかに成長する環境作りを目指す、素晴らしい条例だと思います。9条(保護者の役割)について、まさにこの通りだと思いますが、保護者が健康上の理由などそういった環境を整えてあげられない保護者への救済の部分について、第20条(相談と救済)で触れられているものの、「保護者」の記載もあればと思います。	第20条の「大人」に保護者も含まれます。
・2章が子ども、3章が大人、4章が市について書いてある。5章も市だと思う。「5章も4章とする」または、「19条を5章にしてもよい」と考える。	第4章は権利侵害を予防するために必要な取り組みが記載され、第5章は、困ったことが起きた時に相談でき、助けられることを保障しています。	

	～具体例やわかりにくさについての意見・質問～	【回答】ガイドブックを作成します
具体例がなく、想像が付きません。概念的な文章だと思いました。実際に、何をしたらいいのか、日々の生活の中でどのような場面で生かされるかわかりませんでした。	やさしく分かりやすい語り口で書かれた条例で、好感がもてます。小学生が読むには、高学年でもまだ難しい言い回しや単語(第10条「人格形成」、第21条「施策の実施状況を検証」など)がありますので、5・6年生の国語や社会の教科書に使用されている用語を参考にしていただくとういのではないのでしょうか。あるいは、条例制定後、小学生向けの解説書のようなものをつくっていただくことで、条例に対する理解がより深まるかもしれません。	ガイドブックに具体的に何をさし、何をしていくのか示していきます。条例のガイドブックを大人用と子ども用の2種類作成し、具体例や、詳細についてお知らせします。子どもの権利に関する具体的な事例は多岐にわたり、条例の中に収めることができませんので、ぜひガイドブックを参照してください。動画や漫画、イラストなどでわかりやすく掲載します。取り組みについては、アクションプランを作成します。
	子どもたちもこの条例を目にしますか? 抽象的でわかりづらい!	
	うまく書けませんが、『子どもが自分に権利があることを学ぶと、他の人にも権利があることを学ぶようになる』ようなことが書かれてあるとよいかと思いました。子どもに権利があると我がままになると、誤解する人がいるという考えられるので。	
	子ども、保護者、という字が多く使われており、子どもがどう生きていけるのか分かりやすいと感じた。子どもが読んだとき、難しく感じる言葉もたくさんあるため、分かりやすく伝える工夫が必要だと思った。	
	言葉づかいが分かりやすく、誰もが理解しやすい内容だと思います。	
	ふりがなが書いてあればいいと思いました。	
	理解できる数が多く上に概念的で、条例だけでは「生活の中のどういった場面に生かされるか」伝わらないと感じました。ケースを紹介する形なら今の子供にも分かりやすいのではないのでしょうか。ご一考よろしく願いいたします。	
	子どもが育つために大切にすべきことがわかり、子どもと関わる上で基準となるものなので、今の社会にとって必要な条例だと思います。ただ、内容が重複している条文があったり、理解しにくい表現、誤解を招くのではないと思われる表現などがあり、全体的な見直しが必要ではないかと思いました。	
	子どもの主体性の尊重が備えられていることであるが、乳幼児も権利の保持者であることは大人との関係の中で実現していくものである。文章の中に子どもとひとまとめにせず、乳幼児という言葉を出してあげたらより具体的となりよいのではないかと思う。子どものいるような事件がおきている中、最善の助けができなかった例がよくあるので 大人の役割や環境を整備し子供が安心して生活できるよう周りの大人がみんなで見守れるようもっと市民にピーアールすることが必要だと思う。	
	内容がぼんやりしていてわかりにくい。	
	あまり身近に感じたことがない	
	など?等 心と体?心身 よく似た表現がありますが、統一してはどうでしょうか?	
	具体策や取組例	
・似たような内容が繰り返されている印象。 そのため、どれも大切な内容ですが印象が薄く感じてしまう。		
条約なので仕方ない部分もあるとは思いますが、内容が抽象的で実際の事柄に結びつけるのが難しい気がします。具体的な場面を補足してもらえると、わかりやすいと思います。		
「子どもの権利」の章に、子どもたちは、「お互いを大切にし合う」「お互いを尊重し合う」といった内容を加えてはいいでしょうか。		

	<p>名称を一般的な「権利条約」より「未来」や「安心して成長できる」、「人とのつながり」など、具体的なキーワードをいれたものにして、内容も具体的なものと、南砺市でのこどものとらえかたの方向性がでている。</p> <p>一般的な内容の権利条約は、全範囲をカバーすることが大事にされていると思われるが、一般的すぎると、ないのと同じ扱いになってしまうと危惧される。とあって、具体的な何かを提示できてはいませんが。</p>	<p>第二回意見募集でも名称について記載できるようにしました。</p>
	<p>とても理想的な理念であり、美しい条例だと思います。</p> <p>ただ、さらさらと読む限り、子供が育っていく地域の中には、その親を始め、子供自身が含まれることが伝わりにくい気がします。まず子育ての責任者（親）も子供自身も地域の一人である以上支えられる存在であると同時にお互いに助け合い、支えていく自律的な存在である自覚をもつ促しもあるのでは？</p> <p>成人が18歳になり、すぐ大人になってしまう以上、そういう意識も早くから育てて行かないと、近い将来には地域社会そのものが崩壊してしまう不安があります。</p> <p>権利意識ばかりでなく、責任感（使命感）を教えていく必要があるのではないかと、今の厳しい世界情勢を見るにつけ思います。</p>	<p>ガイドブックに地域の中には、子どもも大人も、家庭、学校、保育園、みんなが関わりあっていることを記載します。人と人が関わる経験があってこそ「地域の一員である」との意識は生まれます。参加しやすい環境を作っていくことも大切です。</p>
	<p>子供同士の人権について。</p> <p>例えば、いじめはしません。困った時は相談できる機関を利用する。など。</p>	<p>この条例は子ども対大人の関わりのためだけに作られるわけではありません。目の前の人の権利を尊重することが大切です。ガイドブックには、子ども同士の具体例についても記載していきます。</p>
	<p>スマホやタブレットからの溢れる情報、いじめなどから子どもを守るための条約</p>	<p>第2章第6条(守られること)に含まれます。有害なものから守られると記載があり、詳細についてガイドブックに記載します。また、情報についてはどのように付き合っていくか教え学んでいくことも大切です。</p>
	<p>虐待、ジェンダーについて</p>	<p>第2章子どもと権利 第4条(生きること)に含まれています。</p>
	<p>一人一人の個性を大切にします。</p>	
	<p>(1)で述べましたように、固い文章の前に、Q &amp; Aの文章と図(イラスト)を添付してください。また、条例制定によって、どう教育の現場(家庭・学校・地域)が変わっていくのか、大人や子どもがどう変わっていくのかを、明言してほしいです。おそらく、今まで、いわゆる「教育現場」と言われた社会と隔絶された空間も、社会であること、家庭も社会、学校も社会、地域も社会。大人も一人の人間、子どもも一人の人間として、お互いを理解し合いながら暮らさなければならない。そんなことが思われます。それこそが、南砺市が目指す「一流の田舎」であることの実体だと思いました。条例制定を大いに期待すると共に、私も変わらなければならない、変わって行きたい南砺市民として、高い意識を持ちたいです。そのために、どうか、条例制定の願いとすることを、市民に分かる言葉で、熱く伝えてください。よろしくお願ひします。</p>	<p>様々な場合について組織図や解説図を用います。</p>
	<p>権利条約の中に組織図を盛り込むことで活動がより明確になり行政、地域、家庭との連携が図れると思います。</p>	

	～条例制定後の動きについて意見・質問～	【回答】アクションプランを作成します
<p><b>条例を作り、どうやって南砺市民に浸透させ、実現していくのでしょうか。</b></p>	<p>子どもの権利条約と同じで内容はよいと思う。</p> <p>ただ、崇高な理念を持っていても具体的に何をするのが見えない状況でこの条例の可否を決めることはできない。今後の具体的な施策も基本となる条例ととらえたい。</p> <p>大人の役割や市の役割がしっかりと明記されていて分かりやすいと思った。ただ条例に施行するだけではいけないと思う。条例が施行されてからの実績が出ないことや市民からの不満が解消されないようでは条例の意味が無いので、子どもたちに寄り添う形で施策を練って欲しいと思う。</p> <p>これが実現できればいいと思います。</p> <p>ただ条例は完全な理想なので、現実でどこまでこの理想に近づく努力をするのが大切だと思うので、つくってからの取り組みが重要だと思います。</p> <p>まずは多様性を理解した上で、子供がどうするということだと思うのですが、近くにいる大人の考え方に影響されやすく、大人達の考え方の矯正が必要なのでは？と思います。小学校で説明を受けましたが、参加者は少なく浸透しているとは思いませんでした。</p> <p>ただ、条例や解説書等をつくったとしても、それをういた授業を実施したかどうかを学校に調査する、あるいは「子ども権利条約検定」みたいなイベントをやる、なんてことはしないでください。</p> <p>条例を作ることを目的化せず、その後の取組が重要かと思えます。</p> <p>内容や、実行しようという事に関しては大変素晴らしいと思います。率直な感想として、まず内容も多く難しく感じます。これをどうやって浸透出来るのかと思います。各学校でも最近力を入れておられますが、保護者は全然関心が無いように感じます。特に小学生は保護者にどれだけ考えて頂くか、理解して頂くかが重要だと思います。保護者にどうやって関心を持って頂くか…非常に難しい問題です…</p> <p>身近では、引きこもり、貧困、DVなどの弱者に対してもっとPRしていけばいいのかなと思う。</p> <p>第4章南砺市の環境、情報共有について、必要な人に届けられるだけでなく、子供に関わる施設、全てに情報共有はしないのですか？</p> <p>今現在、子供に関わる施設に情報共有されていないのに、きちんとできるのでしょうか？</p> <p>これらの条例を守るのは当たり前前事と思いがちだが、意識をいなければ、なかなか難しい事と感じている内容です。我が子と社会全体の子供たちの事を同じにはいかないですし、障害や虐待などの内容は特に、実際に側で関わった事のない人には分からないと思います。それでも、守ろうと意識を持ち続けます。</p> <p>権利条例の実現に向け南砺市として今日のようなレベル感のかまたどこまで達成できているのか見える化が出来れば良いと思います。</p>	<p>条例が作られてからの取り組み等が重要です。条例を市民に浸透させること、条例に掲げられた内容の実現のため、アクションプランを作成します。さまざまな意見を反映し、市民が力を合わせて様々なアクションに取り組んでいきます。</p> <p>○広報について</p> <p>例・わかりやすいポスターやイラストの掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キーワードを使ったロゴ</li> <li>・歌や体操などでのPR</li> <li>・市民の意識調査や意見募集など定期的の実施</li> </ul> <p>○連携について</p> <p>必要な施策(第13条1)</p> <p>必要な環境の整備(第13条3)</p> <p>どこまで達成できているのか見える化します。</p> <p>その他、様々な子どもに関わる職種の皆様と連携しながら作成します。</p>

	<p>上記のように実現に向けての取り組みをもっと具体的に示していただきたいと思いました。</p> <p>現時点に必要なことは書かれていると感じます。問題はこの条例が施行されたあと、子どもたちの生活に変化があるかどうかです。条例に記されている「連携(前文)」「必要な施策(第13条1)」「必要な環境の整備(第13条3)」といった言葉がどのように具体化されるのか、その事を考えていきたいです。</p> <p>そのために必要な職員の確保、学校以外の環境の整備。</p> <p>子どもの思いや考え思想に耳を傾けるきっかけになると思う</p> <p>南砺市は、子どもにも大人にも住みやすく温かい市だと思っています。子どもの条約なのですが、これからの若い親御さん、そしてもうすぐ大人になるであろう若い方にもわかりやすく、馴染みのある条例になってほしいと思います。</p> <p>内容は十分盛り込まれていると思います。</p>	
任期期間について	<p>制定後、常に見直し、加除修正を行うのがよいと思います。はじめからパーフェクトなもののはなかなか難しい。まず、一歩を踏み出すことが肝要かと。</p>	<p>アクションプランは期間を設けて、計画的に取り組むようにします。また、振り返りを行い、加除修正を行います。</p>
～子どもの権利委員会についての意見・質問～		回答
子どもの権利委員会の詳細は決まっていますか？	<p>子供の権利委員会の構成委員はどこで決めていくのでしょうか？</p> <p>特にありません。</p> <p>ただし、有言実行となっていることのチェックが必要です。</p> <p>昨今の「学校の在り方」「部活動のありかた」の取り組みを見ていると、とても心配です。</p> <p>「子どもの権利委員会」による実施状況の検証をされるということですが、こちらも名ばかりの委員会にならないことを期待します。</p> <p>2 この条例を具体化するために、基本計画のような実行計画が必要だと思う。21条にある「子どもの権利委員会」は、計画があってその審議をするための審議会ではないか？</p> <p>概要ではまだ具体的なことが期待できず、もう少し具体案を示していただきたいと思いました。子どもの権利委員会がどのような取り組みをしていけるのか、市民意識の醸成にどのようなツールが使えるようなかがわからなく、漠然としたイメージしか湧きませんでした。</p>	<p>子どもの権利委員会については、条例で委員会設置について定めます。委員会の構成等についても検討していきます。市と民間が意見を出し合える組織となるよう協議検討していきます。</p>
子どもはメンバーにいますか？	<p>第5章 第21条 子どもの権利委員会</p> <p>構成メンバー等細則は別に作られるのでしょうか？ぜひメンバーに「子ども」を入れていただきたいと思います。</p>	<p>子どもの意見を聞くことと委員のメンバーに入れることは別だと考えています。子どもの意見を聞くために、機会を設置していきます。</p>
権利の救済方法は検討されていますか？	<p>相談できる体制を整えることはとてもいいことだが、市は相談したくてもできないような事案に対して、児童や家庭環境の実態調査をし、子どもたちの心や健全な成長により支援すべきだと思う。権利を保障するには体制を整えるだけでなく、実態調査を進めるような権利の救済をきちんとすべきだと思う。</p>	<p>第5章第21条の子どもの権利委員会の役割として検討していきます。</p>